

愛医発第2692号
令和2年2月3日

県下各医師会長 様
(名古屋市各区医師会長含む)
各分科医会長 様

公益社団法人 愛知県医師会
会 長 柵 木 充 明
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について

平素は本会の諸事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび標記の件につきまして、日本医師会感染症危機管理対策室長より令和2年2月3日付(健Ⅱ242F)にて通知がまいりましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましてもご承知おきいただきますとともに、貴会会員へのご了知方につき、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルスに関連する情報を本会ホームページ「医師の皆様へ 感染症情報」(<https://www.aichi.med.or.jp/dr/kansen/>)へ掲載しております。

なお、一般会員用には、愛知県医師会会員専用ホームページの愛医通信欄にて閲覧できますことを申し添えいたします。

担 当：医療業務部第2課
TEL：052-241-4139
FAX：052-241-4130
E-mail：chiiki_2@aichi.med.or.jp

(健Ⅱ242F)
令和2年2月3日

都道府県医師会
郡市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について

今般、新型コロナウイルス感染症に関して、中華人民共和国湖北省武漢市の滞在歴がない国内症例が発生している状況を踏まえ、各都道府県等における同感染症の医療体制の整備について、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）あて別添の事務連絡がなされましたので、取り急ぎ情報提供させていただきます。

同事務連絡においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分に対応し、同感染症の疑い例を診療体制等の整った医療機関に確実につなぐことを目的として、「帰国者・接触者外来」及び同外来への受診を調整する「帰国者・接触者相談センター」（各保健所等）を設置すること等について依頼するものであります。（詳細は別添事務連絡をご参照）

なお、一般の医療機関においては、患者が本来「帰国者・接触者外来」を受診すべき疑い例であることが受付等で判明した場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡の上で「帰国者・接触者外来」の受診を案内するとされております。

本会といたしましては、厚生労働省に対して、自治体と各都道府県医師会等との間で十分に協議し、地域の実情に合わせた医療体制を整備するよう、強く申し入れをしておりますので、各都道府県医師会等におかれましては、本件についてご了知の上、関係医療機関等に対してご周知いただくとともに、各都道府県等との調整等について格段のご配慮を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 1 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について

新型コロナウイルス感染症について、感染の程度は依然として明らかではありませんが、中華人民共和国湖北省武漢市の滞在歴がない国内症例が発生している状況です。国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止する観点から、貴都道府県内の保健所を設置する市及び特別区とも調整の上、下記のとおり、医療体制の整備を行っていただくをお願いします。なお、本件に係る補足事項については、別途御連絡する予定としています。

また、「帰国者・接触者外来」の設置状況、受診者数等及び「帰国者・接触者相談センター」の設置状況、相談件数等についての報告を別途依頼する予定ですので申し添えます。

記

1. 「帰国者・接触者外来」の設置について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例（以下単に「疑い例」という。）（※）を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」を設置すること。目安として、2月上旬を目途に、二次医療圏ごとに1箇所以上、地域の感染状況等を鑑みながら設置すること。なお、「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関は、感染症指定医療機関であることも可能である。

「帰国者・接触者外来」については、疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける（少なくとも診察室は分けることが望ましい。）、必要な検査体制を確保する、医療従事者の十分な感染対策を行うなど、国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止するよう努めること。

また、「帰国者・接触者外来」の設置に当たって、都道府県は以下の点に留意すること。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の検査体制について、あらかじめ「帰国者・接触者外

来」を持つ医療機関と共有しておくこと。

- ・「帰国者・接触者外来」の運営支援のため、感染対策資機材の調達、人材の配分、医薬品の確保等を行うこと。
- ・「帰国者・接触者外来」を持つ医療機関名やその場所については、2の「帰国者・接触者相談センター」が相談を受け付け、受診が必要であると判断した場合に知らせること。なお、「帰国者・接触者相談センター」を通じて受診手順を理解した状態で疑い例が受診することで十分な感染防止を行うという「帰国者・接触者外来」の趣旨から、一般への公表については、原則行わないものとする。ただし、「帰国者・接触者相談センター」を通じずに疑い例が受診しても十分な感染防止を行うことができ、また、通常より多数の患者が受診することとなったとしても診療体制に支障を来さない医療機関であるような場合には、この限りではない。

(※) 新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義（現時点の定義であり、今後変更の可能性がある。）

以下のⅠおよびⅡを満たす場合を「疑い例」とする。

Ⅰ 発熱(37.5 度以上)かつ呼吸器症状を有している。

Ⅱ 発症から 2 週間以内に、以下の(ア)、(イ)の曝露歴のいずれかを満たす。

(ア) 武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。

(イ) 「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

2. 「帰国者・接触者相談センター」の設置について

電話での相談を通じ、疑い例を「帰国者・接触者外来」へ受診させるよう調整を行う、「帰国者・接触者相談センター」を、1と同様に2月上旬を目途に、各保健所等に設置すること。

また、疑い例に該当する者は、医療機関を受診する前にまず「帰国者・接触者相談センター」へ電話により問い合わせること等を地域住民へ広く周知すること。

「帰国者・接触者相談センター」は、具体的には以下の対応を行う。

- ・疑い例から電話で相談を受け、「帰国者・接触者外来」へと受診調整する。
- ・その際、受診するよう指導した「帰国者・接触者外来」の電話番号を本人又はその家族等に伝え、受診前に必ず連絡して、受診する時刻及び入口等について問い合わせるよう指導する。
- ・状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、対応人数、開設時間等を調整する。
- ・疑い例に該当しない場合は、適切な情報を与え、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう指導する。

なお、「帰国者・接触者相談センター」は、全ての相談を受けるのではなく、疑い例を対象としたものであることに留意すること。(4. も参照のこと)

3. 一般の医療機関における診療について

一般の医療機関においては、患者が本来「帰国者・接触者外来」を受診すべき疑い例であることが受付等で判明した場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡の上での「帰国者・接触者外来」の受診を案内するよう、管内の医療機関に対し周知を図ること。

4. 一般電話相談の受付について

現在、厚生労働省では新型コロナウイルスに関する一般電話相談窓口を開設し、その電話番号をホームページにて公開しているところであるが、併せて貴都道府県の一般電話相談窓口に関する電話番号も掲載したいと考えている。

については、厚生労働省にて、貴都道府県の一般電話相談窓口に関する連絡先を別添1のとおりまとめているため、確認の上、①掲載の可否、②載せられない場合の理由、③連絡先の修正の有無について、下記の連絡先まで返信いただくようお願いする。

なお、住民の方々から相談を受けた場合は、別添2のQ&Aを御参考に、御対応いただきたい。

連絡先：nCOV-2019@mhlw.go.jp（※切：2／5（水））

<参考>

○厚生労働省ホームページ掲載「新型コロナウイルスに関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html

○厚生労働省の電話相談窓口 電話番号 03-3595-2285

受付時間 9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

都道府県	開設日	対応部署名	対応時間	対応日	電話番号	メール	FAX	参考URL
北海道		最寄りの保健所等	8:45 17:30	平日	最寄りの保健所等			
			17:30 21:00	平日	011-204-5020			
			9:00 17:00	土日祝	011-204-5020			
青森県	なし							
岩手県		岩手県庁 医療政策室 感染症対策課	9:00 17:00	平日	019-629-5472			
		最寄りの保健所等	9:00 17:00	平日	最寄りの保健所等			
宮城県		最寄りの保健所等	8:30 17:15	平日	最寄りの保健所等			
秋田県		保健・疾病対策課 健康増進課	9:00 17:00	平日	018-860-1427 (直通)			
		最寄りの保健所等	9:00 17:00	平日	最寄りの保健所等			
山形県		山形県庁 健康福祉企画課 薬務・感染症対策課		平日	023-630-2315			
		山形県庁 健康福祉企画課 薬務・時間外		平日				
		最寄りの保健所等		平日	最寄りの保健所等			
福島県		福島県相談専用ダイヤル	8:30 21:00	平日	024-521-7871			
		最寄りの保健所等	8:30 17:15	平日	最寄りの保健所等			
茨城県	なし							
栃木県		栃木県保健福祉部健康増進課	8:30 17:15	平日				
		最寄りの保健所等	8:30 17:15	平日	最寄りの保健所等			
		最寄りの保健所等	17:15 8:30	夜間・休日	最寄りの保健所等			
群馬県		最寄りの保健所等	時間記載なし		最寄りの保健所等			
埼玉県		最寄りの保健所等	8:30 17:15	平日	最寄りの保健所等			
		保健医療政策課 感染症・	8:30 17:15	土日祝	048-830-3557			
		埼玉県救急電話相談	17:15 8:30	夜間	#7119			
千葉県		電話相談窓口 (コールセ)	9:00 17:00	全日	043-223-2640			
東京都		電話相談窓口 (コールセ)	9:00 21:00	全日	03-5320-4509			
神奈川県		神奈川県新型コロナウイルス対策課	8:30 17:15	平日	045-285-0536			
		神奈川県新型コロナウイルス対策課	10:00 16:00	土日祝	045-285-0536			
新潟県	なし							
富山県		最寄りの保健所等	全時間	全日	最寄りの保健所等			
石川県		最寄りの保健所等	9:00 17:00	平日	最寄りの保健所等			
福井県		最寄りの保健所等	8:30 17:15	平日	最寄りの保健所等			
山梨県		新型コロナウイルス感染症対策課	9:00 17:00	平日	055-223-8896		055-223-14	
長野県		最寄りの保健所等	全時間	全日	最寄りの保健所等			
岐阜県		最寄りの保健所等	9:00 17:00	平日	最寄りの保健所等			
静岡県	なし							
愛知県		健康医療部健康対策課	9:00 17:00	全日	052-954-6272			
三重県		電話相談窓口	9:00 21:00	全日	059-224-2339			
滋賀県		最寄りの保健所等	記載なし		最寄りの保健所等			
京都府		新型コロナウイルス感染症対策課	8:30 17:15	全日	075-414-4726			
		最寄りの保健所等	8:30 17:15	平日	最寄りの保健所等			
大阪府		電話相談窓口	9:00 18:00	全日	06-6944-8197		06-6944-75	
兵庫県		最寄りの保健所等	9:00 17:30	平日	最寄りの保健所等			
		兵庫県 疾病対策課	9:00 17:30	平日	078-341-7711(内線3296)		078-362-9474	
		兵庫県 疾病対策課	17:30 9:00	全日	090-3265-8583			
		兵庫県 疾病対策課		土日祝	090-3265-8583			
奈良県		奈良県庁	8:30 17:15	平日	0742-27-8661			
		奈良県庁	10:00 16:00	土日祝	0742-27-8661			
		最寄りの保健所等	8:30 17:15	平日	最寄りの保健所等			
和歌山県		最寄りの保健所等	時間記載なし		最寄りの保健所等			
鳥取県		最寄りの保健所等	全時間	全日	最寄りの保健所等			
		健康医療局健康政策課	8:30 17:15	平日	0857-26-7153			
島根県		最寄りの保健所等	全時間	全日	最寄りの保健所等			
岡山県	なし							
広島県		最寄りの保健所等	全時間	全日	最寄りの保健所等			
山口県		最寄りの保健所等	9:00 17:00	平日	最寄りの保健所等			
		健康増進課	9:00 17:00	土日祝	083-933-3502			
徳島県		最寄りの保健所等	時間記載なし	平日	最寄りの保健所等			
		セコム株式会社		夜間・休日	088-624-4267			
香川県		最寄りの保健所等	8:30 17:15	平日	最寄りの保健所等			
愛媛県		最寄りの保健所等	時間記載なし		最寄りの保健所等			
高知県		最寄りの保健所等	時間記載なし		最寄りの保健所等			
		高知県庁代表		夜間・休日	088-823-1111			
福岡県	なし							
佐賀県		最寄りの保健所等	時間記載なし		最寄りの保健所等			
長崎県		最寄りの保健所等	9:00 17:45	平日	最寄りの保健所等			
熊本県		最寄りの保健所等	9:00 21:00	全日	最寄りの保健所等			
大分県		最寄りの保健所等	時間記載なし		最寄りの保健所等			
		健康づくり支援課	時間記載なし		097-506-2775			
宮崎県		最寄りの保健所等	時間記載なし		最寄りの保健所等			
鹿児島県	なし							
沖縄県		最寄りの保健所等	8:30 17:15	平日	最寄りの保健所等			

※各都道府県のページより確認

※最寄りの保健所等は、保健センターなどの名称の相違もすべて包括、都道府県立に限定していない（その対応はまちまち）

中華人民共和国湖北省武漢市で発生した

新型コロナウイルスに関連した感染症に関する Q&A

(令和2年1月31日時点版)

(総論・概要)

1. コロナウイルスはどのようなウイルスですか？

発熱や上気道症状を引き起こすウイルスで、人に感染を起こすものは6種類あることが分かっています。そのうち、中東呼吸器症候群（MERS）や重症急性呼吸器症候群（SARS）などの、重症化傾向のある疾患の原因ウイルスも含まれています。それ以外の4種類のウイルスは、一般の風邪の原因の10～15%（流行期は35%）を占めます。

詳しくは、国立感染症研究所「コロナウイルスとは」をご覧ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>

2. 武漢市での新型コロナウイルス関連肺炎事例の概要は？

中華人民共和国湖北省武漢市において、令和元年12月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が報告され、中国を中心に、世界各国からも発生が報告されています。詳細は以下のページを参照ください。

厚生労働省 HP：「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

3. 新型のコロナウイルスはヒトからヒトへうつるのですか？

新型コロナウイルス感染症の現状からは、中国国内ではヒトからヒトへの感染は認められるものの、ヒトからヒトへの感染の程度は明らかではありません。

過剰に心配することなく、風邪やインフルエンザと同様に、まずは咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うことが重要です。

4. 潜伏期間はどのくらいの長さですか？

潜伏期間は現在のところ不明ですが、他のコロナウイルスの状況などから、最大14日程度と考えられています。

参考までに、他のコロナウイルスについては、国立感染症研究所「コロナウイルスとは」をご覧ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>

5. 発生状況や死亡者数は？

最新の状況については、厚生労働省 HP：「中華人民共和国湖北省武漢市における新

型コロナウイルス関連肺炎の発生について」の「◆発生状況について」をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

6. 予防法はありますか？

一般的な衛生対策として、咳エチケットや手洗い、うがい、アルコール消毒など行っていただくようお願いします。

7. 武漢に滞在していましたがどのように対応すれば良いですか？

入国してから2週間の間に、発熱や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを実施の上、あらかじめ保健所に連絡の上速やかに医療機関を受診していただきますよう、御協力をお願いします。なお、受診に当たっては、武漢市の滞在歴があることを申告してください。ご不明な点は、最寄りの保健所にお問い合わせください。

8. 厚生労働省ではどのような対応を行っていますか？

検疫所では、入国者及び帰国者に対するサーモグラフィー等による健康状態の確認に加えて、中国からの全ての航空便、客船において、入国時に健康カードの配布や、体調不良の場合及び解熱剤と咳止めを服薬している場合に検疫官に自己申告していただくよう呼びかけを行っています。

また、国内での感染拡大防止のため、原因が明らかでない肺炎等の患者を早期に把握し、適切に検査する仕組みを着実に運用しております。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

また、厚生労働省ホームページやTwitterで国民の皆様へ正確な情報を迅速にお伝えするとともに、海外渡航者向け検疫所ホームページ「FORTH」において、渡航者への迅速な情報提供及び注意喚起を行っています。

【情報発信サイト】

検疫所 FORTH: <https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>

厚生労働省 HP: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

厚生労働省 Twitter: <https://twitter.com/MHLWitter/status/1218053513495769088>

厚生労働省 Facebook: <https://www.facebook.com/mhlw.japan/>

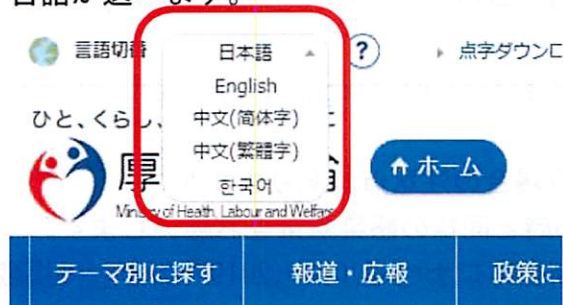
9. 多言語でHPを確認したいのですが。

こちらの手順で厚生労働省HPの言語切り替えができます。現在は英語、中国語、韓国語に対応しております。

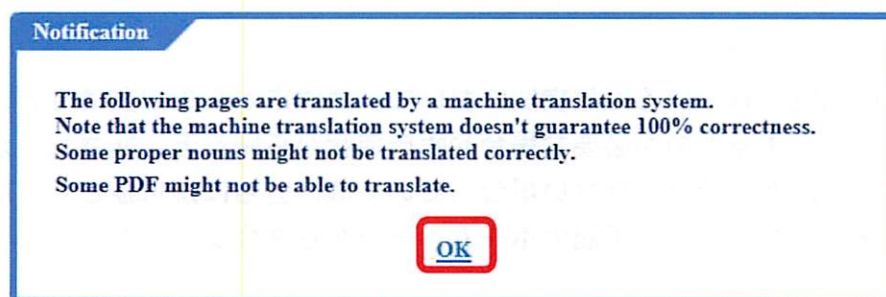
厚生労働省HPの左上の「言語切替」のタブをクリック



言語が選べます。



各言語でお知らせがでますので、お読みになり下部をクリックください。



（自治体・医療従事者等の専門家向け）

10. 診断方法にはどのようなものがありますか？

診断方法としては、核酸増幅法 (PCR 法など) がありますが、実際に検査を検討する場合は、「疑似症定点」の医療機関から疑似症として保健所に届出後、地方衛生研究所または国立感染症研究所で検査することになります。まずはお近くの保健所にお問い合わせください。

11. 鑑別を要する疾患は何ですか？

肺炎を認める際には、市中肺炎の他、インフルエンザやアデノウイルス感染症が鑑別に挙げられます。そのほか、渡航歴などにより、MERSなども追加して鑑別に挙げられます。

12. どのような治療方法がありますか？

有効な抗ウイルス薬等の特異的な治療法はなく、対症療法を行います。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連

するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

13. 疑い患者を取り扱う上での注意点はありますか？

手洗いなど一般的な衛生対策を心がけてください。手など皮膚の消毒を行う場合には、消毒用アルコール(70%)を、物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)が有効であることが分かっています。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス(2019-nCoV)」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

14. 疑い患者検体(サンプル)を取り扱う場合の注意点はありますか？

検体を扱う際にも、患者の取り扱い時と同様の感染対策をお願いします。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス(2019-nCoV)」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

15. 疑似症の届出は必要ですか？

疑似症定点に指定されている医療機関において、武漢市からの帰国者など、集中治療その他これに準ずるものが必要な場合や臨床症状から肺炎と診断され、かつ、直ちに特定の感染症と診断ができない場合においては、直ちに疑似症として届け出る必要があります。届出様式は下記のホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou11/01-07-01.html>

なお、疑似症定点に指定されている医療機関以外の医療機関においては、疑似症の届出は必須ではありませんが、保健所に連絡のうえ、検査の実施などについて相談してください。

16. 疑い患者が疑似症定点ではない施設を受診した場合はどのように対応すればよいですか？

まずは管轄の保健所にご相談ください。

17. 自治体で行政検査を実施する場合、検査方法等の技術的な内容に関する相談窓口はありますか？

新型コロナウイルス感染を疑う患者の検査方法の技術的な相談は、国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス(2019-nCoV)」に掲載の関連するガイダンスをご参照いただき、国立感染症研究所ウイルス3部にお問い合わせください(疫学調査に関する内容は感染症疫学センターにお問い合わせください)。

※国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス(2019-nCoV)」

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

18. 検査が陽性となった場合の行政の対応は？

保健所では、都道府県や国とも連携しながら、必要に応じて積極的疫学調査を実施します。

詳しくは以下に掲載の情報をご参照ください。

・厚生労働省 HP：「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」の「1 自治体・医療機関向けの情報」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・国立感染症研究所の HP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイドンス

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

19. 在日中国人の方への案内はありますか？

こちらをご案内ください。（中国大使館領事部作成）

领事保护与服务 24 小时热线：+86-10-12308、+86-10-59913991

邮箱：lss@mfa.gov.cn

如涉及海外中国公民安全与合法权益事项求助与咨询，请直接拨打+86-10-12308 热线求助与咨询。



领事保护 24 時間ホットライン：+86-10-12308、+86-10-59913991

メールアドレス：lss@mfa.gov.cn

海外にいる中国国民の皆様へ、安全やお困りごとについてご質問があれば、+86-10-12308 にお問い合わせください。



事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 1 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について
(その1)

新型コロナウイルス感染症について、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの設置等について事務連絡を発出したところですが、今般、それらについて補足資料をとりまとめたので、本資料を確認の上、新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関して適切に運用いただくようお願いします。

今後、本資料については更新し、適宜情報提供させていただく予定です。

【連絡先】

厚生労働省医政局地域医療計画課
03-3595-2285

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制についての Q&A

(第 1 版)

○全般について

(問 1) 「帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センター」を設置する目的は何ですか？

(答) 感染が疑われる場合に、どこの医療機関を受診すべきかが分からないという住民の方々の不安を軽減し、また、患者を診療体制等の整った医療機関に確実につなぎ、医療機関を発端とした感染症のまん延をできる限り防止する観点から設置するものです。

(問 2) 「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」は、何時までに整備すればよいのですか。

(答) 概ね 2 月上旬までには整備してください。整備した際には、厚生労働省に報告をお願いします。

(問 3) 「帰国者・接触者外来」は、いつまで継続すればよいのですか。

(答) 新型コロナウイルス感染が、仮に地域全体にまん延した場合には、「帰国者・接触者外来」を中止し、原則全ての一般の医療機関において、新型コロナウイルス感染症の診療を行う体制に移行します。なお、当該時期の判断の検討指標等の事項については、追ってお知らせします。

(問 4) 新型コロナウイルスに係る医療体制を整備するにあたり、調整すべき関係機関はありますか。

(答) 地域の医療関係団体と調整の上、新型コロナウイルスに係る医療体制を整備して下さい。なお、厚生労働省において、日本医師会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会、日本病院会、全日本病院協会、保健所長会等と整備の仕組みについて調整済みです。

(問5) 住民に対しどのように周知を行うのですか？

(答) 都道府県のホームページや広報紙などを活用して、「帰国者・接触者外来」の対象者や役割、受診手順等の情報の周知をお願いします。

また、その際、感染が疑われる場合は、まずは「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡することとあわせ、「帰国者・接触者相談センター」の電話番号を周知してください。

なお、「帰国者・接触者相談センター」を通じて受診手順を理解した状態で疑い例が受診することで十分な感染防止を行うという「帰国者・接触者外来」の趣旨から、「帰国者・接触者外来」を持つ医療機関名やその場所の一般への公表については原則行わないものとします。ただし、「帰国者・接触者相談センター」を通じずに疑い例が受診しても十分な感染防止を行うことができ、また、通常より多数の患者が受診することとなったとしても診療体制に支障を来さない医療機関であるような場合には、この限りではありません。

(問6) 「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置に当たって参考にすべきものはありますか？

(答) 「新型コロナウイルス等対策ガイドライン(平成30年6月21日一部改定)」の「Ⅵ 医療体制に関するガイドライン」を参考にいただくことが可能です。

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/h300621gl_guideline.pdf

○ 「帰国者・接触者相談センター」について

(問1) 「帰国者・接触者相談センター」設置の目的は何ですか？

(答) 電話での相談を通じ、疑い例を帰国者・接触者外来へ確実に受診させるよう調整を行うこと等により、まん延をできる限り防止することです。

(問2) 「帰国者・接触者相談センター」の設置について教えてください。

(答)「帰国者・接触者相談センター」は2月上旬を目途に、各保健所等に設置してください。「帰国者・接触者相談センター」での対応時間は各都道府県の判断に拠りますが、厚生労働省の新型コロナウイルスに係る電話相談窓口(9:00～21:00) 土日祝日を含む。)を参考にしてください。また、問い合わせ数に応じて、適宜関係機関に協力を要請し、十分な人員及び、電話回線数を確保するようにしてください。

(問3)「帰国者・接触者相談センター」では何を行いますか？

(答)

- ・感染が疑われる者から電話で相談を受けるとともに、「帰国者・接触者外来」と受診時間等の必要と考えられる者が適切に受診できるよう調整してください。
- ・調整後は「帰国者・接触者外来」の電話番号を本人又はその家族等に伝えとともに、受診前に必ず連絡して、受診する時刻及び入口等について問い合わせるよう説明してください。
- ・状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、対応人数、開設時間等を調整してください。
- ・疑い例に該当しない場合は、適切な情報を提供し、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう説明してください。

○帰国者・接触者外来について

(問1)「帰国者・接触者外来」の設置について教えてください。

(答)

- ・「帰国者・接触者外来」については、疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける(少なくとも診察室は分けることが望ましい。)、必要な検査体制を確保する、医療従事者の十分な感染対策を行うことができる医療機関に設置して下さい。
- ・まずは、感染症指定医療機関に設置することを想定していますが、地域の実情に応じ、できるだけ身近な地域で受診できる体制を整備してください。
- ・2月上旬を目途に二次医療圏内に1箇所以上を目安として、地域の感染状況などを鑑みながら整備してください。

（問２）疑い例の定義を教えてください。

（答）現時点では疑い例とは、以下のⅠ及びⅡを満たすものを言います。

Ⅰ 発熱（37.5 度以上）かつ呼吸器症状を有している。

Ⅱ 発症から２週間以内に、以下の（ア）、（イ）の曝露歴のいずれかを満たす。

（ア）武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。

（イ）「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

（問３）入口を分ける必要はありますか？

（答）可能な限り、一般の患者と動線を分けることが望ましいです。

○一般の医療機関（「帰国者・接触者外来」を有する医療機関以外）について

（問１）発熱、呼吸器症状の患者が来院した場合、どのように対応したらいいですか？

（答）疑い例に相当するか確認してください。疑い例の場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡の上で「帰国者・接触者外来」を受診することを案内してください。

（問２）疑い例の患者から電話での相談があった場合、どのように対応したらいいですか？

（答）「帰国者・接触者外来」を設置しない医療機関に対して、感染が懸念される者が直接受診した場合は、当該者にまずは「帰国者・接触者相談センター」に電話等で相談するよう説明する旨を周知してください。

（問３）保育園や学校等に通っている、疑い例の患者が発生した場合、どの様に対応しますか。

（答）「帰国者・接触者相談センター」へ連絡の上で「帰国者・接触者外来」を受診することを案内してください。